

会議名 平成30年度茨城県入札監視委員会第2回定例会議

日時 平成31年1月18日（金）

12：55～15：59

場所 県庁11階

経営事項審査会場

○委員

お寒い中、お疲れさまです。早速議事に入らせていただきます。

まず、最初であります×××、こちらについてご説明をお願いします。

○説明員

×××と申します。よろしく申し上げます。

それでは座って説明させていただきます。

×××の案件は、まず×××本館普通教室棟他笠木防水改修工事についてご説明いたします。

まず、工事の場所でございますけれども、資料のほうの21ページをお開き願いたいと思います。

こちらに案内図を載せてございます。案内図の右側、方角で言いますと東側に南北に×××と×××が通ってございまして、×××の場所でございますけれども、×××から西に約6キロメートルの位置に位置しております。周辺は×××の×××運動公園や×××工場などがございまして、農地と工場や住宅が混在した、そういう地域になってございます。

資料の22ページをお開き願います。

配置図を載せております。今回の工事は、×××の本館普通教室棟、普通特別教室棟及び体育館における笠木の防水改修工事を実施するというものでございます。

笠木でございますけれども、23ページにその笠木の図面を載せております。壁の最上部に設置するものでございまして、壁を雨とか風から守るといった役割がございまして、その防水改修をするというものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただきまして、審議事案説明書の説明をさせていただきます。

上から5段目に工事概要を載せてございます。本館普通教室棟、普通特別教室棟及び体育館において、屋上笠木が劣化していることから、その保護のために防水改修工事を実施するというものでございます。

次に、入札参加資格についてご説明いたします。

地元業者の発注機会を確保するというのを考慮いたしまして、地元の×××事務所、それから、隣接します×××・×××事務所、また同様に隣接します×××・×××・×××事務所の管内に本店があることというのを条件にしています。

また、防水工事について、入札参加資格者名簿に登載されているものであること。また、年間平均完工高が予定価格以上のものであることとしています。

配置予定技術者につきましては、建設業法第26条に規定する主任技術者になり得る者で

あることを条件にしております。

なお、この入札参加資格でございますけれども、決定する際は応札参加可能業者数が30者以上になるように条件を設定しております。今回の参加可能業者数につきましては37者ということになっております。

入札参加資格確認申請者数は11者でございます、いずれも参加資格のあることを事前に確認しております。実際の入札時につきましては、2者辞退がございましたので、入札参加者数は9者になっております。

入札の結果につきましては、資料2ページに各者の入札金額を示してございますけれども、3者が同額であったために、くじ引きにより×××が落札者になっております。

契約金につきましては、税込みで1,380万2,400円、落札率は89.9%でございます。

なお、この工事は同日に開催されました×××体育館屋根防水改修工事と×××機械科実習棟屋上防水改修工事ととりおりということになっておりまして、資料のほうは9ページ上段に、その内容を記載しております。

先行して開札いたします×××の落札者は、本工事の入札に参加できなく、また、本工事の落札者は×××の入札に参加できないといった条件でございます。

また、本工事の設計変更内容について、19ページをごらん願います。

変更の契約金は、中間やや下に契約金額の欄がございますとおり、税込みで345万6,000円の増でございます。

変更理由といたしましては、足場を設置し笠木下部のシーリングの状況を確認した際、劣化が予想以上に激しくシーリングの打ち直しが必要になったということでございます。

最後に、工事成績につきましては資料の20ページをごらん願います。

工事完成が平成30年2月21日、評価点は76.5点ということでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、委員の先生方、よろしく申し上げます。

どうぞ。

○委員

基本的な質問なんですけれども、2者、辞退が出たというお話なんですけれども、辞退というのはどの時点で発生しているということ。

○説明員

入札の段階ですね。

○委員

入札してから。

○説明員

入札日の段階。

○委員

これ、1番、2番に名前が書いてあるというのは、何でしょう、どういう理由で1番、2番に丸をつけているんですか。

○説明員

何ページでしょう。

○委員

2 ページです。

ちょっと思ったんですが、この額より少ない額を最初考えていてということは、特にな
いわけですね。

○説明員

札は開けておりませんので、幾らで入れているかというのは、辞退申請があった段階で。
辞退という札を入れたということで、金額、ええ。

○委員

ああそうですか、わかりました。

○委員

ほかに。

どうぞ。

○委員

入札と、関係ないかもしれないんですけども、工事内容で笠木下部のシーリングの撤
去・新設他で変更契約をなさっているかと思うんですが、こういった場合の工事って、笠
木、私の建築の知識がちょっと間違っているかもしれないんですけども、笠木を打った
ら必ずシーリングってやるものだと思っているものですから、それが最初から入ってなか
ったというのは全然原因は考えていなかった。

○説明員

原設計の中では、そこまでは考えていなかったという。

○委員

これ仮になんですけども、笠木外して笠木つけかえますよね、その段階で笠木とシー
リングと。

○説明員

笠木は外してはいません。

○委員

外してはいない。

○説明員

はい、表面の防水を。

○委員

表面の防水。

○説明員

はい。

○委員

笠木の取りかえではないんですか。

○説明員

はい、そうです。

○委員

ああ、そういう意味ですか、はい、わかりました。

○委員

ほかには。

あれですか、入札参加の営業所の所在、結構広がってありますけれども、先ほど30者以上にするってありましたね、ちょっと広がり過ぎでは。

○説明員

そのとおりでございます。

○委員

この2者の、これがさっきのとりおりの関係で一番最初の入札でしたっけ。三つ、とりおりの入札があって。

○説明員

2番目。

○委員

2番目ですか、さっきの2者の辞退って、そのとりおりとは関係なかったのかな、あれは結果的にないんですしたっけ、とりおりって。

○説明員

入札を始める前に辞退という札が上がってまして、その2者というのは、今回の三つのとりおりの関係する工事、全て辞退をされたということです。

○委員

そうですね、何か原因とかあるんですかね。

○説明員

多分ほかにもいろいろ入札が重なっておりまして、例えば市町村のほうとか、工事をやるためには技術者を配置しないといけないという関係で、抱えている技術者の数に応じて、そんなに幾つもできないというような事情があると思います。

○委員

わかりました。

どうぞ。

○委員

よろしいですか。

落札率のことですけれども、89.9%という数字は、一般的にはこの種の工事だと大体こんな感じに出てくるんですか、あるいはこれは少し低いか、私はちょっと低いかなどという気がしないでもないんですが。

○説明員

当然、最低制限価格は設けておりますので、それよりは上にはなっておりますけれども、最近の×××の入札の傾向で言いますと、90%近い価格が、平均的には91とか2とか、その辺の感覚で平均になっているような感じでございます。

○委員

そこら辺の心配がないという、ちょっと気になるんですけど。

○説明員

制限価格は引っかかっておりませんで、はい、大丈夫です。

○委員

どうぞ。

○委員

今回落札したのが5番の×××、その上二つも同じ応札金額ですけれども、これ、とりおりの関係でしょうか。

○説明員

これは、同じ金額の場合にくじになります。3者でくじを引いていただいて、今回の業者が引き当てたということになります。

○委員

ほかには。

ほかになければ、この件はこれにて審議を終わりということになりますので、今後にかかしていただければと思います。

○説明員

はい、ありがとうございました。

○委員

2番目の事案ですが、×××の交流会館の件で、発注者は×××です。

○説明員

×××と申します。どうぞよろしくお願いたします。

着座にて説明させていただきます。

それでは、対象工事につきまして審議事案説明書により説明させていただきます。

1ページをお開きください。

初めに、入札方式でございますが、予定価格が1,000万円未満でございますので、指名競争入札で実施したものでございます。

次に、工事名でございますが、×××交流会館防火設備改修工事でございます。

工事種別は、建築一式工事でございます。

工事場所は、×××地内でございます。

8ページの地図をごらんください。

左側の赤枠で囲ったところが×××学校の敷地でございます。右側に青くなっているところが×××でございますけれども、×××を望む高台に設置しているところでございます。

右側の配置図をごらんください。赤く示した箇所が今回の工事対象箇所になります。黒く外枠を囲っている部分が、今回の工事部分の交流会館になります。

交流会館についてご説明させていただきます。

交流会館は鉄筋コンクリート造3階建て、延べ床面積が612平方メートルの建物です。仕様形態は主に、本校あるいは他校の生徒が、部活動において合宿を行うときに食事や宿泊をする建物です。また、長期休業中における学習合宿や文化部なども使用している建物です。

1ページにお戻り願います。

次に、工事の概要でございます。

×××では、平成28年度に校舎を建てかえ、平成29年度からは駐車場などの外構工事を行いました。その際に弓道場の施設が必要となりまして、交流会館に近接した地に建築することになりました。建築するに当たり、2階と3階部分が建築基準法における延焼ラインにかかってしまうことから、防火設備の性能を有するようになる必要が生じました。そのため、当該工事において、2階と3階部分の既存の開口部であるガラス窓枠について、炎を遮る遮炎性能を有するものに入れかえると同時に、通常のガラスを網入りガラスに改修するものです。

工事の対象となっている部分についてですが、7ページをごらんください。

見づらくて申しわけございませんが、左側が2階部分、右側が3階部分の平面図になります。赤い丸印部分が工事箇所となっております。

工期につきましては、3ページをごらんください。

中段やや上のところに工期という欄がありまして、平成29年12月6日から平成30年3月15日までの100日間でございます。

1ページにお戻りください。

次に、指名業者数でございます。指名競争入札制度に基づき、業者数は12者となっております。

次に、指名業者選定の経緯及び理由でございます。今回の工事はサッシの手配が重要になっておりまして、また、工期も限られているため信用度の高い業者が望ましいことから、建築Cランク業者のうち、×××事務所管内登録の業者から総合点数の高い順に選定しております。

次に、契約金額でございますが、税込みで361万2,600円でございます。

次に、入札の経緯及び結果でございます。入札参加者は、4者が辞退したため8者、落札者は大塚工業株式会社、予定価格は税抜きで373万円、最低制限価格が333万円、落札価格は税抜きで334万5,000円、落札率は89.6%でした。

以上、簡単でございますが、審議事案の説明とさせていただきます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、委員の先生方、お願いします。どうぞ。

○委員

入札参加者8名ということで8者ということだよ。それはあるから、そして辞退者4者でございますね。このあたりは、大体この種の工事に対して。

○説明員

事前に連絡があったものが4者なんですけれども、聞きましたところ、ほかの工事がちょっと入ってしまったものですからということで辞退になったということで伺っております。

○委員

特にこの工事の内容について、少し辞退する理由があったということではないのね。

○説明員

それはなかったです。

○委員

そうですか。

○委員

ほかには。

どうぞ。

○委員

よろしいですか。落札率が89.6%という数字なんですけれども、このあたりはどう考えるか。

○説明員

そうですね、最初の案件でもそういう話が出ましたけれども、私どももちょっと低いなという感じはしております。

○委員

やっぱり大分業者さんのほうで苦労したんですか。

○説明員

そうかもしれません、はい。

最低制限価格制度を設けたものですから、実際に札を入れたのが330万円という札があったんですけれども、この1者が最低制限価格未達ということで失格になっております。

この2番目に近い数字のものは343万円と、約9万円ほどなものですから、結構近い数字で皆さん入らせていらっしゃるの、仕事をとっていくという感じになります。

○委員

はい。

○委員

ちなみに、この言葉も、業者選定のところにも案件として重要だったと書いてあると思いますが、このサッシの手配が重要というのは、何か特殊なサッシをお使いですか。

○説明員

そもそも入っている形なものですから、それにあわせて切らなきゃならないものですから、どちらかと言うとオーダーメイドみたいな形になるものですから特殊な、つくるに当たりまして工期がちょっとかかってしまうものですから、なるべく技術ができる、信頼する業者のほうに頼むということで。

○委員

そうすると、そういった発注に当たって実績があるような業者さんってことですか。

○説明員

そうですね、信用度の高いところから入れて。

○委員

××事務所管内に限っているのも、何かそこら辺の関係ですか。

○説明員

最初は市内で選ぼうと思ったんですけれども、業者さんが少なかったものですから、××事務所管内まで広げて。

○委員

それでもうちちょっと信用度の問題もあるしということですか。

○説明員

そうです、はい。

○委員

わかりました。

どうぞ。

○委員

ちなみに、この×××というのは、どのぐらいの位置づけにあるんですか。総合点数の高い順に指名したって、8者あるうちの、どのぐらいの位置づけなんですか。

○説明員

ちょっと待ってください。

○委員

例えば位置づけだけじゃなくて、いわゆる発注の問題、商品が急ぐんだけどどうかという、その辺に重点を置いたのか。

○説明員

先ほどもちょっと話しましたがけれども、製作のものなので、限られた工期の中でやるということで信用度としては、そのサッシに限ってはじゃないですけども、実績。

○委員

総合点数だけなの。

○説明員

そうですね。

○委員

施工の問題とかいろいろ取りまとめたの総合点数だと思うんですよ。

今回の場合は、これ、多分工期が短いから、当然品物そろうことが第1条件ですね、その辺に重点を置いたのか、あくまでも総合点数で選んで、このぐらいの位置って決められたのか、どのような観点で決められたのか。

○説明員

総合点数で選んでやりました。

○委員

総合点数で、あくまでも総合点数で。

○説明員

はい、そうです。

○委員

そうですか。

そうすると、それは施工の問題とか、そういうものを含めて総合的に。

○説明員

はい。

○委員

おおよそ真ん中ぐらい。

○説明員

そうですね、真ん中よりちょっと上の。

○委員

ああそうですか。はい、わかりました。ありがとうございます。

○委員

ほかには。

どうぞ。

○委員

この工事について、工事成績評定という結果についての審査についてはしないんですか。

○説明員

教育庁の場合には、それを入れなくもいいというようなことで制度上なっておりますので。

○委員

そうなんですか。

○説明員

はい。

○委員

わかりました。

○委員

ほかには。

なければ、この案件もこれで終了ということになります。

○説明員

どうもありがとうございました。

○委員

きょうの結果を生かしていただければと思います。お疲れさまでした。

では、3番目の事案で×××自動ドア修繕工事ということで、発注機関は×××ですね。ご説明のほうよろしくお願いします。

○説明員

×××でございます。本日、よろしくお願ひいたします。

恐れ入りますけれども、着座にてご説明させていただきます。

それでは、資料ナンバー3の当課発注の×××自動ドア修繕工事につきまして、ご説明させていただきます。

まず初めに、工事を実施した場所についてご説明したいと思います。お手元の資料7ページをお開き願ひます。

地図が不鮮明で申しわけないと思いますけれども、工事場所は×××地内の×××号沿線に位置しております×××、ここに併設されているのが×××でございます、図面の角のところに丸く囲んであるところが、この場所でございます。

8ページをお開き願ひます。

×××を含めた敷地全体の平面図でございますけれども、このうち黄色で着色されている部分、ここが×××の建屋部分となります。

×××をご説明いたしますと、×××地域における県民交流の場を提供するとともに、産業及び文化の発展に資することを目的として、平成12年7月の新館オープンと同時に整備した施設でございます。所有者は茨城県、管理運営は指定管理者制度を導入しておりますので、県の第三セクターであります×××に管理運営をお願いしているところでございます。

今回の工事場所となります自動ドアは、平面図に丸をした2箇所でございます。

恐れ入りますけれども、次の9ページに写真がありますので、ご覧いただければと思います。

この自動ドアは、×××開設当初から国道側のメインの出入口として使用されておりました。多くの来客者に利用されているところでございます。

また、この自動ドアは通常の開閉は引分け式のスライド自動ドアでありますけれども、大型荷物の搬出入時や非常時には、スライドドアを全開にしてスイングオープンさせることで開口幅が2倍になるというフルオープン機能を備えているところでございます。このフルオープン機能を活用して、平成21年9月からは、モールの屋内広場にて高級自動車の車両の展示を行うなど、大型展示品を搬入したイベントに利用され、地域のにぎわいづくりに寄与したところでございます。

自動ドアの供用開始をしてからは、毎年2回の定期点検を行っておりましたが、平成25年8月にサビによる腐食が原因で駆動装置である内部モーター等の部品が故障したことから、やむを得ず閉鎖し、他の出入口で代用をしてきたところです。

具体の工事箇所につきましては、恐れ入りますけれども、10ページを参照願いたいと思います。写真が不鮮明かもしれませんが、駆動装置のそれぞれの故障箇所を指差しているところでございます。その後、モールを利用し、不便をきたしてきたことから、昨年度、機能回復のための予算を確保し、修繕工事を実施したものでございます。

恐れ入りますけれども、1ページにお戻りいただいて、審議の事案、工事の内容についてご説明させていただきます。

入札方式は随意契約、工事名は×××自動ドア修繕工事、工事種別は建具工事、工事場所は×××地内でございます。

続きまして、工事の概要ですけれども、フルオープン引分け装置を備えた自動ドア2組の駆動装置及びセンサーである制御機をそれぞれ2台、交換しております。

次に、随意契約の理由でございますけれども、当施設は、×××開設時から×××社製のフルオープン引分け装置を使用しておりますことから、この装置の修繕などが可能なのはメーカーの茨城県代理店であり、これまで定期点検を実施してきた×××のみであったためでございます。

具体には、当該施設に係る消耗品等がメーカー品以外には適合しないとともに、メーカー品は代理店のみの取り扱いとなっていることが挙げられます。

このため、繰り返しとなりますけれども、現場事情を熟知しており、×××の製品の施工、保守等を事業内容としている×××のみが修繕工事を行えるものとして1者随契としたところでございます。

契約金額につきましては税込み248万4,000円となっております。

その他につきましては、落札者は×××、予定価格は税込み249万4,800円、入札金額は税

込み248万4,000円、落札率は99.5%となっております。

そのほかの附属資料でございますけれども、2ページ目が見積の書取書、3ページが工事起工の概要書、4ページが本工事の内訳書でございます。そして5ページが随意契約の内容と、相手方の選定理由の公表をしたものでございます。

契約相手方の選定理由につきましては、1ページの審議事案説明書の随意契約の理由と同様の内容となっております。

最後の6ページが契約内容の公表でございます。

説明は、雑駁でございましたけれども以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員

ありがとうございました。ただいまの説明につきましてご質問、ご意見等ございましたら、委員の先生方から。

どうぞ。

○委員

一ついいですか、これは13年に設置して、25年に修理の必要性が出てきたと、経年劣化だということなんですが、これは当然地域性のこともありますね。

○説明員

ございまして、実は×××地域、ここって海風が非常に当たりまして、言いかえますと、大概の施設ってさまざまそうなんですけれども、特にここは、だましだまし使ってきたというのが非常にあって、これ県のほうで修理しなきゃいけないので予算的な措置もあって、それで使ってきたんですけれども、もうちょっと難しいだろうということで、だめになったときに、ここの出入口はストップさせてほかのところを代用してきましたけれども、やっぱりそれでは不便だと、お客様の入りが悪いということなので、ここの修繕費を昨年度に予算措置をして実施したというところでございます。

○委員

これ、この先、また十何年たって、例えばまた同じ商品を使っていたと仮定すると、当然同じような不具合が生じてきますよね。そのたびに、これ、お金がかかるんですね。

○説明員

そうですね。県の持ち物です。

○委員

このことに関してメーカーさん側の提案というか、今度こういう新しいものが出ましたよ、こういうのにしたほうが故障の具合が少なくなりますよとか、ちなみにですけれども、そういうことはあったんですか。

そういったことは余り念頭になく、とりあえず現状を回復させようという。

○説明員

そうですね。もし全面的に入れるとなるとものすごくお金がかかるんで、なるべく現状のものを、使えるものは生かしつつというのが基本なのかなと思っていまして、将来的に本当に使えなくなったら取りかえざるを得ないというのは、それはありますけれども。

○委員

やむを得なかったってことですか。

○説明員

やむを得なかった、はい。

○委員

十何年って、ちょっとね、この地域性には余りそぐわないような気がするんですけどもね、少しね。

○説明員

そうですね、おっしゃるとおりです。

○委員

その辺、ちょっとご配慮をいただければなと思いましたのでちょっと。

○説明員

わかりました。利用者のためにもちょっと。

○委員

入札と関係ないことですのですみませんけれども、よろしくお願いします。

○説明員

ご意見ありがとうございます。

○委員

よろしくお願いします。すみません、ありがとうございます。

○委員

どうぞ。

○委員

ちょっと教えていただきたいんですが、この場合の予定価格っていうのはどういう積算でされるんですか。

○説明員

予定価格は、1者随契なので公表はしておりませんが、これ、どうやって価格を決めたかというお話ですよね。これは×××から見積もりを徴してやっているわけなんですけれども、その見積もり全て信用してしまうわけにいかないですし、県の算定基準によりますと、見積もりの徴取者が2者以下のときは90%で設定しなさいという決まりがございます。それを適用して、基本的には内容を審査しつつ、そのいただいたものの90%で設定しているというのが実情でございます。それで設定したのが予定価格という形でございます。

○委員

それで249万4,800円。

○委員

見積もりを出す業者のほうからすれば、ある程度シナリオが。

○説明員

それは十分危惧される場所なんですけれども、一応内容を精査するというのもございまして、一応1者随契なので、そういったことを本当に危惧はされるんですけども、内容は一応精査しているところなので、その辺のところは公平というか、価格のほうの設定については配慮しているところと考えております。

○委員

例えば同一製品で他の場所で同じような規模のものを設置したときの原価、設置そのも

のを抜いてというような、そういう参考資料的な、そういうことというのは当然考慮されてってということでしょうか。

○説明員

1者随契の場合、他の事例を。

○委員

参考にはしない。

○説明員

ちょっと質問の観点から逸れるかもしれませんが、この×××で1者随契というのは結構ございまして、例えば×××の回転ドアというドアがあるんですけども、その修繕をしたり、あと後ろに駐車場がございまして、その駐車場の出入りのためにお金を払ったりする機器の更新、それも1者随契でやっているんですけども、それぞれ99%台の落札率ということで非常に高くなっているのは事実ということでございます。

このフルオープンオートドアって、なかなかほかに、県内で余り見受けないので。

○委員

県内ではね、確かにね、そんなにはないでしょうけど。

○説明員

ちょっとご質問の趣旨に答えているかどうかちょっと疑問ですけども、比較検討の余地はなかったのかなと思っております。

○委員

わかりました。

○委員

ほかには。

どうぞ。

○委員

随意契約の場合、90%で設定するんですか。

○説明員

90%というか、見積もりを徴取する対象者が2名以下の場合は、90%の価格を適用して予定価格を設定するという決まりになっているということです。

○委員

それと、この落札率が99.5%というのはどういう関係なのかちょっとわからないので、説明していただければ。

○説明員

私、全然土木の関係者でないので素人目で思いますと、1者随契で入れてくれば、それが大体価格はこのぐらいで落とすだろうという、つまり見積もりを入れただけでは絶対県は予定価格を設定しないだろうと思いますよね。そうすると自然に、ある程度ここまで切ってくるだろうという業者内での思惑もあって99%という高い数字になっているのかなと、私自身は思っております。ただ、これが一般的なのかどうかというのは、ちょっと私はそこら辺まではわかりませんが、ほかの事例を考えると、高めであることは事実かなと思っておりますけれども。

○委員

結構です。

○委員

どうぞ。

○委員

先ほど徴取してした見積もりを精査されるということだったんですけれども、比較ができないということになると、精査って具体的にどういうことをするんですか。

○説明員

具体的には、例えばこの4ページ以降に書いてある部品費とか労務費ってございますね、この98万円というのは、本当にこれで98万円の9割だからもっと高く設定されているかとか、いろいろ調べてみて、そういった形で精査していくという感じですね。

○委員

労務費についても、これだけの労働が必要なのかどうかとか、そういうことも結構大事ですかね。

○説明員

そうです、そうです。余りここは違ってないのが多いみたいですけど、実質的には。

○委員

ありがとうございました。

○委員

ほかには。

なければ、この案件もこのぐらいで。

○説明員

ありがとうございました。

○委員

それでは、4番目の案件で×××機場の場内整備工事ということで、×××のほうからご説明をお願いします。

○説明員

×××でございます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

失礼ながら座って説明させていただきます。

審議事案の説明に入る前に、湛水防除事業×××の概要を説明させていただきます。

恐れ入りますが、22ページの位置図をお開き願います。

×××地区は×××の西側、×××が×××に合流する場所に位置しております。ここで行っております湛水防除事業は、流域内の開発の影響などで排水状況が悪くなった地域で実施しているものでございまして、排水施設の整備や改修を行うものでございます。

青の線でくくっているところが流域でございまして、この地域の排水区域となっております。面積は795ヘクタールほどでございます。ピンクの部分が受益地となる水田でございまして、77ヘクタールでございます。

×××地区の計画では、×××の排水機場を2カ所と排水路885メートルを整備する計画でございます。

機場のほうは、上から行きまして五つほど丸で印がついていますが、既設利用が1カ所、

新設と撤去でそれぞれ1カ所ずつございまして、そのうち事業では2カ所を改修する予定でございます。今回審議事案となっておりますのは、赤丸で示しております×××機場に関する工事でございます。×××機場は、平成28年度から稼動しておりまして、毎秒3.6トンの排水能力がございます。

次に工事の概要につきましてご説明させていただきます。

23ページの平面図をごらんください。

今回の工事は、排水機場の敷地内の整備を行ったものでございます。アスファルト舗装工が1,756平方メートル、排水工としてU字溝が149メートル、機場の外周、外回りのフェンス工が141メートルとなっております。

24ページの写真をごらんいただければと思います。

上段の写真は、×××機場の西側、×××の方向から撮影しております。中央奥に見えます建物が排水機場でございまして、手前のコンクリート構造物は、その機場のポンプでくみ上げた水を吐き出す水槽となっております。ここから×××へと排水をしております。

この機場敷地の整備工といたしまして、舗装工、排水工、フェンス工を行ったものでございます。

それでは1ページにお戻りいただきまして、審議事案説明書に基づき説明させていただきます。

まず、入札方式ですが、一般競争入札の総合評価方式でございます。

次に、工事名ですが、湛水防除事業×××地区、×××機場場内整備工事でございます。

工事種別は土木一式工事、工事場所は×××地先でございます。

工事概要は、先ほどの繰り返しになりますが、アスファルト舗装工1,756平方メートル、場内の排水工149メートル、ネットフェンス工141メートルでございます。

入札参加資格ですが、4点ほど条件を付しております。

まず、1点目が格付でございまして、S、AまたはBランクであること。

2点目が過去10年以内に国、県、市町村等の実績があること。このうち同種工事といたしましてアスファルト舗装1,500平方メートル以上、類似工事といたしまして土木一式工事としております。

3点目が技術者に関するもので、土木施工管理技士の資格を有する等としております。

4点目が地域要件として、×××事務所管内の4市町としております。

入札参加資格設定の経緯及び理由でございますが、1,000万円以上の工事となりますので、一般競争入札としております。格付につきましては、3,000万円未満でございますので通常Bランクとしているところですが、この工事につきましては、一度1者入札により取りやめとしている状況がございます。今回は再公告案件となりましたので、S、Aランクを含めたものとしております。応札可能業者数は、今回の公告内容で88者となります。

入札参加資格確認申請者数は6者となっております。

入札参加資格の確認結果でございますが、2者が参加資格のないものとなりました。その内訳としましては、1者が総合評価に関する技術資料の提出がなかったためでございます。もう1者は、総合評価の工事成績評定に関しまして、零点未満は参加を認めないとした項目に該当したものでございます。

契約金額は1,527万9,840円でございます。

次に、入札の経緯及び結果でございますが、1者が辞退しましたので、入札参加者は3者となっております。結果、落札者は×××でございます。予定価格は税抜きで1,572万円、調査基準価格は1,393万円、入札金額は1,414万8,000円、落札率は90%ちょうどとなっております。

審議事案説明書に関しましては以上でございます。

次は2ページをごらんいただきたいと思えます。

添付資料といたしまして2ページ、3ページに入札の書取書をつけてございます。入札参加資格のある4者のうち、1者が入札辞退し、3者が応札しております。

4ページをごらんいただきたいと思えます。

4ページが工事の起工概要書でございます。

次に5ページをお願いします。

5ページから9ページにかけて内訳書をつけてございます。

少し飛びまして10ページをお願いします。

10ページから14ページが入札公告でございます。

次に15ページをごらんいただきたいと思えます。

15ページが総合評価の評価点の算定方法でございます。アの工事成績評定から16ページのケの若手技術者の配置までの9項目、合計13点の中での評価となっております。

17ページをごらんいただきたいと思えます。

17ページは契約内容の公表でございます。

次に18ページですが、18ページは総合評価の評価調書でございます。

次に、19ページのほうをお願いしたいと思えます。

19ページと20ページが変更契約の内容となっております。具体的にどういう変更の理由につきましましては、20ページのほうに載せてございます。変更理由としましては、廃材処分費とし計上していたものにつきましまして、現地での処分実績数量に基づき変更したものでございます。

21ページをお開き願います。

21ページが工事成績評定結果表で、評定は77.5点となっております。点数的には事務所の平均が75点ほどでございますので、ほぼ平均点という点数でございます。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○委員

ありがとうございました。ただいまの説明につきましまして、ご質問、ご意見等ございましたら。

どうぞ。

○委員

一般論として伺いたいんですけれども、変更契約によって契約金額の増というのがあるわけなんですけれども、これはこの工事に限らずなんなんですけれども、どの業者さんが落札しても発生するものと考えてよろしいですか。

○説明員

そうですね、設計時点で私どもも現地は見て確認はしておるんですが、実際に今回のもの

のは廃材処分ということで、特に立木、現地で生えていた木とか草とか、その処分費を考
えていたんですが、それが現地に入った結果、量が異なっていたということで、ほとん
どの工事に変更等は発生しております。現地の精査の結果というのが多いですね。

○委員

今回の場合、×××でなくても、多分発生したであろうと。

○説明員

×××でなくても発生しております。

○委員

わかりました。結構です。

○委員

どうぞ。

○委員

総合評価に関する工事成績表というのを、評価点が零点未満のために参加を認めない、
そういう業者があったと聞いたんですが、零点未満というのはどういう事態なんですか。

○説明員

通常の工事では最低でも65点なんですが、現場の工事中に事故があったとかで、その場
合はマイナスになってしまうんですね。そういうケースの方が1者おったのです。

○委員

15ページの評価点の算定方法に基づいて、今の点数を出すということですよ。

○説明員

はい。

○委員

事故があった場合にマイナス評価とかって、どこに書いてあるんですか。

○説明員

15ページのAのところの右側の下の欄ですね。評価点が零点未満の場合は認めない。こ
の対象になりました。

○委員

書いてありました。すみません。

もう1個なんですけれども、入札参加資格の設定の経緯及び理由のところ、格付につ
いては再公告案件であるためS、AまたはB等級としたと書いてあるんですけれども、こ
れをもう少し詳しく中身を教えてくださいたいと思います。

○説明員

当初、1,000万円以上3,000万円未満の工事の設計でございましたが、その場合、Bラン
クだけで十分で、Bランクの業者で数えますと50者ほどあるんですね。50者で入札した結
果、1者の応札しかなかったものですから、それではまた再度同じような内容で再公告し
ても同様のケースも考えられますので、ランクを上位ランクまで広げて88者にして再度入
札を行ったものです。

○委員

ありがとうございます。

○委員

はい、どうぞ。

○委員

1者応札は、この3者のうちの1者が入っているんですか。

○説明員

この中には入っていません。

○委員

入っていないの。

○説明員

はい。

○委員

どうぞ。

○委員

あと1ついいですか。

変更工事の変更契約の内容で、廃棄物についての出来高数量が現地精査による結果だということ、ただ結構、誤差はあり過ぎるんですね。誤差があり過ぎるという表現は適切ではないかもしれないんですけども、立木処分とかそれだって、季節柄とか、そういうのがあるのかもしれないんですけども、要するに最初に見積もりとか何かを出して入札金額を決めるときに、もうちょっと正確な近い数字を極力、ですから、変更工事とかはなような、誤差が生じないような方向に考えていただければなとは思ってはいるんですが、これ、かなり数字の差がありますよね。

○説明員

そうですね、はい。

○委員

変更があるのは、それはわかりますけれども、ここまであるのかっていう数字だと思うんです。ですから、それはちょっと見込みが甘いんじゃないでしょうか。その辺をちょっとお気をつけいただきたいかなとは思っております。

○説明員

わかりました。ご指摘に従いまして、あらかじめよく調査して、変更を小さくするように努めてまいります。

○委員

そうですね。そうしてください。

○委員

ほかには。

どうぞ。

○委員

さっきご質問があったけれども、結果的には参加資格の格付をS、A、Bという3ランクにされた。Sを入れたことって、効果が何かあったんですか。

○説明員

Sは、×××事務所管内では1者だけですから、特にそれを入れてどうというわけではありません。

○委員

Sを入れて、結果的にどうなったのでしょうか。

○説明員

結果的に落札したのはAランクの会社。

○委員

Aですね。

○説明員

はい。

○委員

そこら辺は、Sさんはこれに応札して来なかった。

○説明員

来なかったです。

○委員

わかりました。結果が聞きたかったんです。ありがとうございました。

○委員

ほかには。

なければ、この案件はこれで終了ということになります。貴重なご意見等を活かしていただければと思います。

○説明員

はい、どうもありがとうございました。

○説明員

×××でございます。よろしくお願いいたします。

○委員

5番目の案件の×××ケーソン製作工事について、×××事務所からご説明、よろしくお願ひします。

○説明員

座って説明させていただきます。

それでは、×××事務所発注の×××ケーソン製作工事についてご説明申し上げます。

まず、審議事案説明書の1ページをごらんください。

入札方式につきましては、総合評価方式による一般競争入札でございます。

工事名は、国補×××号、×××ケーソン製作工事でございます。

工事種別は土木一式工事でございます。

工事場所につきましては、22ページをごらんください。

工事場所は×××地先に位置します×××漁港でございます。ちょっと図面がわかりにくくて申しわけないんですけども、赤丸で旗上げがされている部分、白くなっているところ、この位置も水域となっておりますので、ご了解いただければと思います。

本工事は、防波堤を整備するために必要なケーソンを製作する工事でございます。ケーソンとは鉄筋コンクリートで作りしました大きな箱でございます。現在整備しておりますのは、西防波堤の位置図22ページの中央右上に黒い破線で示しているところでございます。

防波堤の整備目的は、外洋の波を防ぎまして港内を穏やかにし、漁船の入出航の安全や

作業性を確保するためのものがございます。

23ページをごらんください。

現在整備中の防波堤の平面図でございます。本工事で製作したケーソンを置く場所を赤く染めさせていただきます。

24ページをごらんください。

同じく、別工事で設置する箇所の図面になります。

ここで、防波堤をケーソン形式で整備する理由について簡単に申し上げますと、波や海水があるところで構造物をつくることは非常に困難でございます。そこで、陸上または作業台船の上でケーソンを製作いたしまして、波の穏やかなときに、その位置に運んでいって沈めて設置すると、そういった方法をとらせていただいております。

25ページをごらんください。

そのケーソンの構造図になります。長さ15メートル、幅9.2メートル、高さ8メートルとなっており、上から見ますと3升掛ける2で6室に分かれた鉄筋コンクリートの箱となっております。

すみませんが、22ページにお戻りください。

本工事はケーソン製作箇所と旗上げのあるところで、まず、作業台船の上でケーソンを製作します。次に、海が穏やかなときに、ケーソンを作業台船に乗せたままケーソンを進水箇所と記したところまで運びまして、台船に海水を入れて台船を沈めます。それと同時にケーソンが浮かぶという形です。

次に、浮いたケーソンをケーソン仮置場所まで船で引っ張ってまいりまして、ケーソンに海水を入れて仮置とするという、そういった工程となっております。

26ページ、27ページに、そのできた写真を載せさせていただきます。

それでは申しわけありませんが、1ページのほうにお戻りください。

工事概要でございますが、先ほど申し上げましたとおり、ケーソンの製作、進水、仮置までの工程を2回行いまして2函製作するものです。1函の重さは682トンでございます。

次に、入札参加資格でございますが、まず、予定価格が3,000万円以上ですので、茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登録されております土木一式工事の格付がSまたはA等級であることとしております。

次に、施工実績になります。本工事と同様にケーソン製作、進水、仮置までの一連の工事を過去15年度以内に茨城県内の港湾・漁港において元請として施工した実績があることとしております。

3点目といたしまして、基準を満たします主任技術者または監理技術者を専任で配置できることとしております。

4点目といたしましては、茨城県内に建設業法に基づく主たる営業所等があることとしております。

総合評価方式の評価項目、評価基準につきましては、16ページから17ページに記載のとおりでございます。

次の欄、入札参加資格設定の経緯及び理由でございます。本工事は、漁港内でケーソンの製作、進水、仮置を行う工事であることから、漁港利用者との調整や海象、気象などの現場条件に対し、施工管理、安全管理が求められるものであるため、業者の施工実績及び

経験など価格以外の要素を含めて総合的に評価する総合評価方式で入札を実施いたしました。その資格要件による応札可能者数は11者でございました。

次に、入札参加資格確認申請者数でございますが、平成30年2月28日に公告を行ったところ、4者から競争参加資格確認申請があり、入札参加資格確認の結果は4者全てが参加資格ありと確認されております。

契約金額は税込みで9,352万8,000円となっております。

次に、入札の経緯及び結果でございますが、2ページ及び19ページを合わせてごらんいただきたいと思っております。

その結果につきましては、2ページでございますとおり、入札価格と価格以外の評価点を総合的に評価し、評価値の一番高いものを落札者としております。その結果、評価値1.281で1位である×××が落札し契約いたしました。

予定価格は税抜きで9,137万円、調査基準価格は税抜き8,223万円、入札金額は税抜き8,660万円、落札率が94.8%となっております。

次に、20ページをごらんください。

変更契約の内容について説明させていただきます。

本工事は、当初契約が3月26日となっており、平成30年2月の公共工事設計労務単価の特例措置に該当するもので、この措置に伴いまして税込みで28万800円増額変更したものです。

次に、21ページをごらんください。

工事評定結果でございますが、評定点が80.8点でございます。

以上、簡単でございますが審議事案の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、委員の先生方。

はい、どうぞ。

○委員

2ページ目の入札結果登録のところ、4番目の×××は、内訳書未確認という記載があるんですけども、これはどういうことですか。

○説明員

これは開札時のルールとなっておりまして、上位3者だけ確認させていただくという方法をとっておる関係で、未確認と表記があるだけで、内訳書は添付されておりました。

○委員

もう箸にも棒にもかからぬと、そういうことですか。

○説明員

これは多分事務の簡素化ということかと思いますが、上位3者のみ確認させていただいているという形でございます。

○委員

ありがとうございます。

○委員

どうぞ。

○委員

今の関連ですけど、上位3者しか開けないというのは、県全体でそうなんですか、それともこの工事だけということですか。

○説明員

基本、全てそうになっています。

○委員

ああそうですか。先ほどのものだと、もっといっぱい開けているような気がしたんですが。

○説明員

上位3者ということになっていますので、全部やってももちろんいいことはいいんですけど、最低上位3者はやってくださいということなので。

○委員

そうですか、わかりました。

○委員

はい、どうぞ。

○委員

応札可能業者数11者ということ、かなりの事情がおありだと思いますし、ご苦労されているところだと思いますけれども、このあたりに関して何か考えているんですか。

○説明員

まずは、港湾の工事は特殊性があるということ、それから、かなりのリスクを伴っているということもございまして、やはり経験を重視するという、今回、工船用台船を使って、海の上に工船用台船を置いて、その上にケーソンをつくるという工事の方法をとっておりますけれども、陸上でつくるケースもございまして。その場合は3,000トン級ぐらいの大型クレーンを持ってきまして海の中に沈めるという方法をとるんですが、その両方を一応工事实績とさせていただいております、そのほか、どうしても茨城県の海象条件って東京湾の湾内の工事よりはるかに厳しいところがございまして、ある程度、条件を付させていただいた結果、11者ということになっております。

もっと大きな工事ですとJVとか、そういった形で業者数がふえていくこともありますし、本当に難易度が低ければもう少し広げられるんだと思うんですけれども、私どもの今の現場の状況を見ますと、工事实績として茨城県内での、特に海での工事实績を加えさせていただいているというところです。

○委員

やっぱり地域的な条件として、茨城県内の業者あたりはやっぱり確保しているわけ。

○説明員

参加資格としては全国を対象にしています。

ただ、工事实績として茨城県内とさせていただいております。

○委員

そうですか。かなり厳しい、やむを得ないことですね。

○説明員

11者の内訳を申し上げますと、県内6者、県外5者の11者という形になります。

○委員

どうぞ。

○委員

一ついいですか。

これケーソンを製作の台船に乗せて、ある程度のところまで運んで、そこから持っていくという、その方式というのは、茨城県のほうで、これこれこうって決めた方式で入札の内容を固めていくものですか。それとも、基本的にケーソンは設置できる形でどういう方法があるかというのは、業者のほうのあれとか参考意見というのを入れるんですか。

○説明員

積算といたしましては、先ほど申し上げましたように、陸上で製作する場合と台船で製作する場合がございますけれども、その単価、コスト的なものですが、起重機船、例えば3,000トンクラスですと日本全国で10ないくらいのもので、回航費がすごく、大枠ですけれども1億円ぐらいかかる。そういうことでコスト的に、選ばせてもらっているのが台船ということで、クレーンを持ってきてやりたいといった場合、協議を受けないことはないと思います。

○委員

これ、すみません、参考までにちょっとお聞きしたいんですけれども、これケーソンの中に砂を入れて、上にコンクリートのふたという考え方ですね。

○説明員

はい、今回、仮置ですので海水を入れて仮ぶたをしてあるだけなんですけど、実際に現地で設置した場合は、おっしゃるとおり、中に中詰め材を入れて重量を確保して、重量で安定をとるものですから、その上にコンクリートを打つという形になります。

○委員

今回の工事というのは、あくまでも仮置のところまでの工事費と。

○説明員

そうです、はい。

○委員

その効果は。

○説明員

設置するときはすごい長い期間、海象がいいときじゃないとできないものですから、仮置しておきます。

○委員

ここの地図で見た、外のところの黒の点線、あそまで持っていかなくてはいけないって、そういう話ですよ。

○説明員

はい、そうです。

○委員

わかりました。ありがとうございます。

○委員

はい、どうぞ。

○委員

すみません、もう一個、先ほどご回答の中で応札可能業者11者について、県内は6者ですよね。

○説明員

はい、県内6者。

○委員

県外は5者という話だったかと思うんですが、実際入札参加されたこの4者というのは、全て県内の、県外も入っておりますか。

○説明員

県内の4者です。

○委員

県内の4者ですか。

○説明員

はい。

○委員

ありがとうございました。

○委員

一応営業所は県内なんですね。

○説明員

そうです。

○委員

全国としていても、支店でもいいからと言うんですかね。

○説明員

すみません、先ほど主たる営業所の所在等を説明しなかったかもしれません、大変申しわけございません。

○委員

趣旨はわかりました。

支店があれば、一応全国で、大体仮にこれが本店に広げたからと言って、大して変わらないということですかね。県外に本店があるもの、本社は県内に限らないで、本店だけ、大体本店が外にあるものもあると思うんですが。

○説明員

主たる営業所ということで、例えば完全な本社が県外にあるものを、先ほど申し上げました県外、県内という呼び方をしたのは、本社が県外にあるものを県外と申しました。主たる営業所として認められている支店が県内にあるものは、県内と言います。

○委員

県内にあったほうが工事も、そうすれば業者的には。

○説明員

そうですね、その体制を確保できるとか、そういったものは間違いなく県内に支店があったほうが。

○委員

ほかに何か。

どうぞ。

○委員

すみません、教えてもらいたいんですが、ケーソンは今後もまだ続けて発注というか、そういう予定があるものなんですか。

○説明員

そうですね、現在計画があるのが23ページ、この先、図面でいきますと右側の端まで、あと300メートルぐらいあります。

○委員

そうすると、毎年同じような発注が今後続くという可能性もあるんですか。

○説明員

そうなります。

海上で施工する方法としては、こういった方法しかできないということです。

○委員

そうすると、一度こう受けると次も有利になってくるということには、必ずしもならない。

○説明員

確かに経験としてはそういうことがあるかと。

○説明員

受けるというよりは、実績を積んでいくことで効率的な施工とか、そういったものがとれるようになるんだと思いますけれども。

○委員

ここを受けた1者だけでなくほかの3者に関しても、そういうほかの場所でも、鹿島港に限らず、施設などこういった仕事がありますから、そういったことも含めて、いわゆる実績はあるということなんですよ。

○説明員

はい、そうです。県内、ほかの場所でも行っております。

○委員

はい、わかりました。

○委員

ほかには。なければ、この案件はこの程度で。

○説明員

どうもありがとうございました。

○説明員

×××です。担当者も同席させておりますので、よろしく願いいたします。

○委員

では、6番の案件の道路舗装修繕工事ということで、×××事務所から説明を。

○説明員

座って説明させていただきます。

早速、お手元の資料番号6番の事案について説明させていただきます。

まず、1ページをお開きください。

審議事案説明書でございます。

まず、入札方式は総合評価方式による一般競争入札です。

工事名は県単×××号、県単×××号の合併の道路舗装修繕工事です。この合併している割合ですけれども、県単道修費が約7割、交安費が3割ほどになっております。

続きまして、工事場所は×××線、×××地内です。

位置図については、後ろの21ページをお開きください。

これは×××事務所管内図の一部ですけれども、真ん中の赤丸で着色した位置が工事箇所となります。

管内の主要な幹線道路は東西に×××号、×××号、×××線が通っております。南北には×××号、×××号、×××線が通っております。

そのうちの×××線になりますが、この路線は×××市と×××市を結ぶ第2次緊急輸送道路として県の地域防災計画に位置づけされております。

工事箇所は×××と接してありまして、歩行者や通行車両が多く、車道及び歩道のわだちやひび割れで路面損傷が進行している状況となっております。

位置図のより詳しい図面がその次の22ページになります。左側が×××方面になりまして、右側がいわきになります。

ちょっと見づらいんですけれども、赤いところの終わりの下側に書いてありますが、×××駅になっております。そこに入る道路ということになっております。

このところのわだち、そういった損傷がありますので、この車道や歩道を一体的に修繕することによりまして、通行の円滑化を図るとともに、視覚障害者の交通バリアフリー化を推進するために身障者用誘導シートの整備を行っております。

1ページに戻っていただきまして工事概要になりますが、工事延長が220メートルでございます。路面の切削が1,750平米、表層工車道部が1,750平米、表層工の歩道部になります。区画線が769メートルとなっております。

次に写真ですけれども、また後ろを見ていただきたいんですが、23ページになります。

これは×××南側から北側を撮ったものになっております。上が着工前、下が完成になっております。ちょうど右上の着工前の写真の上のほうに案内板、青い標識がございますが、その右側を指しているところが×××駅の入り口になっております。

もう一度1ページに戻っていただきたいんですが、入札参加資格でございますが、予定価格が税込みで2,066万400円でありますので、舗装工の格付がA等級であります。主任技術者または監理技術者を対象工事に配置できること。地域要件といたしましては、×××事務所管内または×××事務所管内に主たる営業所があることとしております。

続きまして、入札参加資格設定の経緯及び理由につきましては、工事箇所のわだちやひび割れの著しい舗装を厚さ5センチメートルほど削り取った後に、同じように5センチメートルの舗装をし直す工事で、このところは交通量が多い現道上の施工でありますので、交通規制を伴う安全管理・施工管理そして品質管理が求められるため、標準的な舗装の修繕の工事ではありますが、総合評価方式で入札を実施いたしました。

また、地域要件といたしましては、ガイドラインによりまして、請負に付する額が1,000

万円から3,000万円までは県内12ブロックが標準ですが、今回は応札者が30者に満たないため、一般競争入札における応札可能業者の緩和に関する運用ガイドラインの特例措置を適用いたしまして、応札可能者についてはおおむね20者以上を確保することを基本とされておりますので、地域要件を拡大しまして隣の×××事務所を入れたエリアとしました。参加可能業者は25者となります。

入札結果でございますが、2ページの中段、横の表になるんですけども、入札参加者が7者ありまして、その中で一番小額の金額を入れた×××が落札しております。

また1ページに戻っていただきたいんですけども、契約金額は税込みで1,954万8,000円で、落札率は94.6%でございます。

3ページが起工概要書でございます。

4ページから5ページは積算内訳表となります。

6ページから14ページが入札公告書となります。

15ページから16ページが総合評価方式の評価点の算定方法であります。このところは総合評価の特別簡易I型の地域内拠点あり、登録基幹技能者の配置ありの標準型の114点満点を用いて評価しております。

17ページが公表した契約内容でございます。

18ページが総合評価方式に関する評価調書でございます。最高評価点は×××の110.7点で、最低評価点は×××の105.5点となります。なお、この評価結果につきましては、平成29年の10月10日の所内の入札委員会で承認を得ております。

その後、平成29年10月19日の開札によりまして、入札金額を含めまして最も評価値の高い6.077点の×××の税抜き1,810万円で落札者に決定しました。

19ページが変更契約内容でございます。現地を詳しく再調査した結果、終点側の×××の交差点におきまして、路面の損傷が思いのほか進行していたため、工事延長を60メートル変更増して施工しております。

20ページが工事成績評定結果でございます。評定点は79点です。

21ページが先ほどごらんいただいた位置図になります。

22ページが断面図になります。

23ページが先ほどの写真になります。

以上で私からの説明は終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員

ありがとうございました。

では、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、委員の先生方から。

一般的にいつもやっている質問なんですけど、追加工事があるとかという質問なんですけれども、わだちやひび割れが著しい道路について最初に見積もられて、後から詳細に見たら思いのほかと言うんですけども、素朴な疑問なんですけど、わだちやひび割れは表面的なものじゃないですか、ということになると詳細もくそも最初から気がつきそうな気がするんですけど、その詳細にやって気がついたというのは、どんな点なんですか。

○説明員

基本的に発注するときに現地を見まして、延長とかそういうものは基本的には道路台帳図というものをもとに発注はするんですけども、そここのところで予算見合いとか、あとちょうどここは×××の入り口ということで、そういうところでまず区切ってというのを最初考えていたんですけども、実際にこういった舗装工事は、請け負った建設会社が詳細な横断的な測量を、レーダーの測量機を使いましてわだちなど詳しくきちっと、昔は糸を張って母点で下がりをとってということをやっていたんですけども、今はそれよりもっときちっとできるということで、そういったものでやっています。

○委員

そうすると、思いのほか激しかったというよりは、はかってみたらちょっと長かったという、そういうことですか。

○説明員

それと、そここのところで、あとどこできちっと終わりにするかというところが、ちょうどご存じのように舗装の継ぎ目というのは必ず振動でいくら新しくしても「ドンドン」となりますので、ちょうどそのところに家があったというところで、少しこうなったというのもありまして。

○委員

要するに、当初にはなかなか見積もりづらい部分での増加部分ということになるんですか。ともかく、詳細に現地を見てみないとわからないものだったということによろしいですか。

○説明員

はい。

○委員

わかりました。

どうぞ。

○委員

それに伴って、22ページの図面でいきますと、これ右側にちょっと延長になったという、×××。

○説明員

そうです。

○委員

この図面よりは長くなったと。

○説明員

当初の図面なんで。

○委員

これは当初の図面、これがちょっと60メートルぐらい伸びちゃった。

○説明員

右側にです、はい。ちょうどこの赤いところで一番右の終わっている下が×××に入るところですので、最初はこちらまでという切りいいと言うんですか、そここのところを考えていたんですけども、そここのところから少し60メートルほど延ばした。

○委員

その変更しなきゃいけないだろうと思われる箇所というのは、今回の場合、×××のほうで精密にはかって、ここまでやらないとちょっと具合が悪いというような調査結果と云うんですか、そういうのを上げてきて、じゃあそれは将来にいたし方ないね、じゃあ延長しましょうかという、そういう流れになるんですか。

○説明員

そこは一緒に相談しながら、一方的には。

○委員

一緒に相談しながら、この辺でという、わかりました。

○委員

どうぞ。

○委員

当初の延長工事って220メートルですか、この追加で60メートル、単純に金額からいくと、延長60メートルで50万円弱というのは、大分安いですね。

○説明員

そうですね、延長の割合で比べると、このところは歩道も施工しておりまして、歩道の舗装と車道の舗装と、当初については特記仕様書というのが設計書につけているんですけども、特記仕様書の中で概算数量でまず積算を行っています。その中で受注者が契約した後、変更数量の把握に努め、内容については監督員と協議して変更の内容を決定するというので特記仕様書でもうたっております。

その中でよくよく測量をしていったところ、若干幅員が狭くなったりとか、この歩道がもうちょっと広がったりとか若干の相違がありまして、実際は設計で上げた数量の幅よりも減る。若干狭くなって、その分、変更のお金は少ないんですけれども、延長が延びているという形になります。

○委員

これトータルで賄えるようにということで、この残額がこの数字だと。

○説明員

延長の割合と同じような金額にならなかったというのは、あと、障害者のシートなども、出入り口などがあったので、そういうところで枚数が変わったりというところがありましたので。

○委員

障害者のシートというのはあれですか。

○説明員

一般的に黄色い、30センチ幅のぼつぼつが出ている。

○委員

誘導ブロックではないんですか。

○説明員

こちらは誘導ブロックではなくて、誘導シートを使っております。硬いブロックではなくて、シートを張るものにしております。それが交差点の横断歩道部の前後で幾らか、今回数量が当初よりは減っております。変更でちょっと減らしております。

○委員

写真だとちょっとわかりづらいですね。

○説明員

ちょっと、この写真とか図面では見づらいかとは思いますが、すけれども。

○委員

縁石のところの端に色が塗られているんですね。

写真のほうで、完成のほうに、歩道と車道の間のところに端っこに色が塗られている。

○説明員

これはガソリンスタンド側で、その出入り口で縁石にぶつかるというようなことで、ガソリンスタンドが行っているんです。

○説明員

ガソリンスタンド側の。

○委員

この右側の歩道のところは、これは。

○説明員

これも違うやつ、縁石にぶつかる車があるので、縁石に黄色く塗っているだけで、こちら。

○説明員

こちらは工事の中でやったものではないです。地元の方が、ある意味。

○委員

言い方悪いですけど、勝手に塗っちゃうんですね、危なくないように、結局。

○説明員

道路法の24条とかで塗らせてくださいってというような申請を出していただいて塗っていただいています。

○委員

勝手に塗っている人もいますね。

○説明員

中には。

○委員

中には。

○委員

ほかには。

○委員

すみません、その60メートル延長も表層工だけの工事で済んだということですよ。

○説明員

そうですね。

○委員

その上の5センチメートルの、その範囲の中で。

○説明員

はい。

○委員

わかりました。

○委員

特になければ、この案件もこれで終わりいたします。

○説明員

ありがとうございました。

○委員

7番目の案件で河川の除草工事ということで、×××のほうからご説明をお願いします。

○説明員

×××と申します。よろしくお願いいたします。本日同席させている者を、まず紹介させていただきます。

私の右側にいますのが、×××でございます。×××でございます。よろしくお願いいたします。

すみませんが、着座にて説明させていただきます。

お手元の案件などの説明書の中の1ページと、申しわけありませんけれども、後ろのほうにあります9ページ的位置図になりますけれども、これをあわせて見ていただいて概要を説明させていただきます。

工事の名称は県単×××号、河川除草工事でございます。

工事種別は土木一式工事で、工事箇所は図面の9ページにあります×××、×××地先ほかでございます。

×××事務所では12河川の管理をしております、その一つである×××の河川管理としての除草工事でございます。その一工法でございます。

当該工事は、×××に流れております×××の河川除草工事でございます。

続きまして、3ページをごらんください。

工事概要書になります。工事延長は7,300メートル、除草面積が計13万7,000平方メートルでございます。

その内訳としまして、2回に除草を分けておりまして、1回目の除草が11万1,000平方メートル、2回目の除草は2万6,000平方メートルで合計13万7,000平方メートルで工事発注をしております。

工期は、平成29年6月から平成29年10月末までの約140日間の予定で発注したものでございます。なお、本工事は設計変更しておりますが、変更概要につきましては、後ほどご説明させていただきます。

続きまして、当該工事の入札参加資格についてご説明いたします。

指名業者の選定の経緯及び理由でございます。当該工事は予定価格が1,000万円未満の工事のため、指名競争入札方式によって入札を執行しております。

5ページをごらんください。

入札参加資格は、横長になります、土木一式工事の格付B等級及びC等級の中から信用度及び地理的条件を考慮しまして工事現場に近い業者から選定しております。

以上のとおりの入札参加資格により、平成29年6月13日に開札しております。

入札結果につきましては、2ページをごらんいただきたいと思いますが、2ページの入札書取書と6ページの契約内容の公表をごらんください。入札参加者は指名12者のうち、

辞退者が2名、未提出者が2名おりましたので、8者にて執行しております。

予定価格は税抜きで573万円、最低制限価格は税抜きで503万円に對しまして、落札したのは×××で、落札金額は税抜きで509万円、落札率は88.8%でございました。

次に、設計変更についてご説明を申し上げます。

7ページに設計変更の内容の公表がございます。

例年の実績数量に応じて発注しているため、大きな数量の変更はございませんでしたが、事業地用地隣接地権者から、蔓性の植物が繁茂し農作物に影響を及ぼすとの要望があり、1回目の除草で河川の除草面積を増工したものでございます。9,000平米の増としております。

次のページの8ページでございますが、平成29年10月31日に工事完成通知書を受けまして、平成29年11月8日に完了検査を行っております。

最後に、11ページの写真を見ていただきたいと思っております。

8月に除草しました。第1回目の着手前と施工中及び完了の写真でございます。

簡単でございますが、概要の説明を終わらせていただきます。どうぞ審議をよろしく願いいたします。

○委員

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、よろしく申し上げます。どうぞ。

○委員

変更契約の蔓性の植物が隣接地のほうの農作物に影響があつてというご説明だったんですが、ということは、1回目除草の河川境界のところを逸脱して隣に伸びていたからという、そういう話ですか。

○説明員

そうですね、はい。

○委員

そこに隣接地の農地があつたと。それはやっぱり事前に見てもなかなか判断しにくい。

○説明員

伸び方等いろいろありますし、今回の場合、河川の改修前で、改修場所の用地を確保しているところがありましたので、実際我々も堤防として草刈りするところよりは、ちょっと位置的に離れたところがございますから、その辺では担当者的には草刈りの延長にはちょっと、当初に含むようにはならなかった。

○委員

ならなかった、はい、わかりました。

ちなみにですけれども、そういった要望があるときというのは、今回に限らず、これまでにもあつたかもしれませんね。そういったときには、極力対処する。

○説明員

そうですね。

○委員

こちらの蔓が伸びているわけだから、責任はこっちの堤防側にあるという、そういうご

判断で、隣接地まで迷惑をかけるようになったときの除草等が行われるという判断でよろしいですか。

○説明員

はい。

○委員

わかりました。

○委員

どうぞ。

○委員

それに関連して、この蔓性というのは葛か何かでしょうか。あれは毎年のように道路、沿道、それとこういう河川敷、大変な作業になるけれども、基本的に根の除去をしていかないと、毎年のようにこういう追加が起こる可能性があるんですが、葛に関して、何かそこは少し対処方法を考えておられるんですか。

○説明員

なかなか難しいですね。

私も、いつも除草剤とか、そういうたぐいも考えないことはないんですけども、どうしても植栽が、隣に田んぼとか畑がありますので、そこに影響されるとできないものですから、ほかに方法となると最終的には草刈りしかないのかなと。

○委員

抜根までは行かないですか。抜根だと手作業で余りにも時間もかかるし、手間数もかかるし。

○委員

方法はなかなかわからないから、それ大変な作業だなと思って。

○委員

どうぞ。

○委員

すみません、言い出したら限りないんですけども、1回目の除草と2回目の除草で、2回目の除草と天端の部分を2回やるということは、どうしてそうなるんですか。

○説明員

1回目には、秋ごろに2回目をやるんですけども、そのときには我々堤防に、洪水等起こったときの監視の人にも支障を来すので、管理用通路として考えて堤防だけは、本来2回全面的に刈れるといいんですけども、そこまでの費用的なものが今はないものですから、最大限というのが、この堤防天端、管理用通路、通行用ということになります。

○委員

ありがとうございました。

○委員

最低制限価格というのは、指名競争入札のときに設定されるわけですか。

○説明員

一般競争入札もです。

○委員

ああそうですか。

この最低制限価格というのは、どの時点でわかることなんでしょうか、つまり、最低制限価格未満で入札して失格というのがいるということは、入札の時点ではわからない。

○説明員

開札したときに。

○委員

ああそうですか、わかりました。

○委員

見積もって、大体河川でお聞きしたいんですけども、工区が幾つか分かれていて、年を分けてやるとかじゃなくて、今回の場合は工区ごとに一気に入札をかけるんですか。

○説明員

はい。

○委員

3年おきとかぐらいに全工区について。

○説明員

毎年全工区を。

○委員

毎年、全工区をやるんですか。

○説明員

一応12河川、全て毎年、はい。

○委員

今回も同時に何工区かに。

○説明員

はい。

私どもの河川では、今のところ全工区とも業者を変えた形で整備しております。

○委員

そうですか。

業者って余りいないから、皆さんやる感じなんですか。

実は私もこの総合評価のときに、一応、欄に工事成績ってあるじゃないですか。ここは配慮外ということなので、皆さん同じようにやっているから配慮はしないのかなど、御社も配慮しないんですか。

○説明員

ええ、とりあえずいろいろと問題が起こる会社でなければ、全面的に参加させたいと考えておりますので。

特に、これは工事として扱っていますけれども、現実にはB、Cどちらでもいいんですけども、私たち通常の土木工事をやっている中で、Cランクの会社が入る工事ってなかなかないので、こういう草刈りで業者の今の状況を知りたいなというのもあって、全面的に入札に参加していただくような指名にしております。

○委員

わかりました。

ほかには。どうぞ。

○委員

先ほど最低価格はわからないとして、予定の価格は同じですか。

○説明員

公表しております。事前公表です。

○委員

その予定価格どおりに2者が。

○説明員

そうですね。

○委員

通常でいくと、その業者はとる意思はないということですよ。その金額でとれる見込みはもうないですけど。

○説明員

そうですね。

○委員

ですから参加はしますということに照準を。

○委員

ほかには。

どうぞ。

○委員

2者が入札辞退って、2者は入札なしとあるんですけども、辞退はよく、ほかのケースでも辞退でなく入札なしって結構あるんですか。

○説明員

ありますね。未着というのがあります。

○委員

ああそうですか。

○委員

どうぞ。

○委員

2者の人が入札で札を入れなかったということは、次の指名入札とか何からのペナルティ的なものというのは全然一切ないんですか。

○説明員

基本的にはペナルティをしないということになっておりますけれども、次の参加、Cランクさんの工事があったときに、やはりこういう参加している人を優先的に選ぶということにもなる結果だと思いますし、次の年に1回の未着なり辞退では会社の経営状況がわかりませんので、長年何回かやっているときには、少し、配慮することになると思いますけれども、1回かそこらではそういう考慮はしない。

○委員

続くようではね、そういう理解ですね。

○説明員

どうしても会社が小さいですから作業員がいらっしゃるのかもしれないし、その辺、我々もヒアリングはできませんので、内容がわかりませんので、こういうところで参加しているかどうか考えています。

○委員

ほかになれば、この案件もこれで終わりにいたします。

お疲れさまでした。

○説明員

どうもありがとうございました。

○委員

次に、8番目の案件ですが、道路改良舗装と下水道工事で、×××事務所のほうからご説明をお願いします。

○説明員

×××でございます。よろしく願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

それでは、対象工事でございますけれども、審議事案説明書によって説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1ページのほうをお開き願います。

初めに、入札方式でございますけれども、予定価格が1,000万円以上ということで一般競争入札でございます。

次に、工事名でございますけれども、ちょっと長いんですけれども、県単×××号、国補×××号、国補×××号の合併ということで、道路改良舗装・下水道工事でございます。

工事種別は土木一式工事でございます。

工事場所でございますけれども、土地区画整理事業、×××地区の×××地内でございます。

次に、工事概要でございますけれども、これに先立ちまして事業全体についてご説明させていただきます。

22ページの地図でございますけれども、位置図をごらんいただきたいと思っております。

×××地区土地区画整理事業でございますけれども、×××と一体的に沿線地域のまちづくりを進めるということを目的といたしまして、茨城県内で8地区行われている沿線開発事業の1地区でございます。

次に、23ページをごらんいただきたいんですけれども、こちらは×××地区の全体を示したものでございます。こちらの地区につきましては、平成12年度から事業を開始いたしまして、まず×××、ちょうど図面でいきますと半分よりちょっと上ぐらいに吹き出しがございますけれども、こちらの×××周辺と主要幹線道路であります×××、これが縦軸になりますか、ちょっと見づらいですけれども、灰色の図面でいくと右端のほう、ここを通っています×××のほうから整備を進めまして順次周辺へと整備を拡大してまいりました。

地区全体といたしまして、平成36年度の工事完了を目指しておりまして、事業の進捗や周辺の宅地需要等の状況にあわせて、今回当該工事を実施しているというものでございます。

1 ページのほうにお戻り願います。

工事の概要でございますけれども、道路改良舗装工事、延長が159.37メートルで、車道舗装が1,080平米、歩道舗装が246平米、L型街渠が133メートル、浸透トレンチが118メートル、雨水管131.0メートル、汚水管が127.9メートルでございます。

次に、24ページの平面図と25ページの横断図をあわせてごらんいただければと思います。

下のほうに書いています図面、ちょっと横にさせていただいて、赤く塗ってあるところの下のところにあるのが下水管と汚水管、雨水本管と書いてございますけれども、この下水道の雨水管と汚水管の埋設と、上のほうの道路改良舗装工事、それと右折レーンの設置、歩道整備をあわせて行うということでございます。

また、宅地開発に伴います雨水流出抑制対策といたしまして、道路下に浸透トレンチというものを設置するという事業でございます。

26ページのほうに施工前と施工後、ちょっと地面の中は写真がないので表面だけになってしまいますけれども、その状況が26ページの写真となっております。

工期でございますけれども、資料の3 ページ上のほうに工期または履行期間と書いてございますけれども、当初は平成29年7月15日から平成29年12月21日までの160日間ということございましたけれども、最終的には84日間延長いたしまして、平成30年の3月15日までの244日間となっております。

また、1 ページにお戻り願いたいと思います。

入札参加資格でございます。

まず、一つ目といたしまして、入札参加資格者名簿に登載された土木一式工事の格付がA等級以上であること。

二つ目といたしまして、過去10年度以内に茨城県内において国、地方公共団体または独立行政法人等が発注した、同一工事内の道路（または街路）の改良舗装工及び管路工につきまして、元請として施工した実績があること。

三つ目といたしましては、1級または2級土木施工管理技士の資格を有する等、土木工事について建設業法第26条に規定いたします主任技術者を配置できること。

4点目といたしましては、×××事務所管内に本店があること。

以上の4点を設定しております。

次に、入札参加資格設定の経緯及び理由でございます。当該工事は、管路敷設を伴う現道拡幅の道路改良工事でございます。先ほどの25ページの図面のとおり、実施に当たりましては、複数の工種の段階的、一体的な施工で発注しておりまして、さらに現道でございますので、現道での通過交通や自転車・歩行者等に対する交通規制に伴う安全管理と施工品質管理が重要となってくるという工事でございます。このため、当該工事と同等の施工実績といたしまして、同一工事内の道路または街路の改良舗装工及び管路工について、元請として施工した実績があることと設定しております。

ちなみに、上記の資格設定で応札が可能な業者数でございますけれども、これは38者となります。

次に、入札参加資格確認申請者数でございますけれども、8者から申請がございまして、資格ありと確認したのも8者でございます。

次に、契約金額でございます。税込みで3,272万4,000円でございます。

次に、入札の経緯及び結果でございます。2ページの入札書取書をごらん願います。

入札参加者は、2者が辞退いたしましたため6者、落札者は×××、予定価格は税抜きで3,174万円、最低制限価格は税抜きで2,822万円、入札金額は税抜きで3,030万円、落札率は95.5%でございました。

以上、簡単でございますけれども、審議事案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○委員

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、質問、ご意見等ございましたら、委員の先生方からどうぞ。

○委員

すみません、変更内容に関してもう一度説明いただけますか。

○説明員

変更内容ですか。

25ページの図面をごらんいただきたいんですけども、こちらの道路の半断面をカットして埋設管を入れて順次施工していくということで、この全体をまず一気に下げて、それで管路を入れまして、どんどん上に上げていくということで当初設計いたしましたんですね。これで現場の状況としてやれるだろうということで当初設計では考えていたんですが、実際に工事をします前に市とか警察と協議をいたしましたし、現地の状況を見たところ、当初想定していたよりも交通量が多いということと、しかも大型の交通量が結構多いなということで、このままやると少し危険かなという判断がございましたので、ここに書いてございます赤い雨水管のところ、赤く書いてあると思うんですけども、そこをまずぐっと切り下げて、ここだけ施工いたしまして、もう一度これを埋め戻した上で施工するという形に変えたというものでございます。

○委員

污水管が歩道の方で、雨水管だけが車道部分に、結構これ深さ的には、雨水本管。

○説明員

そうですね。この道路の下層路盤からその下ということで、2メートルぐらいの高さに入れていますので。

要は、まず雨水管だけを先にスポット的に掘って入れて、当日、夜間は開放できるように一番上まで戻して仮舗装をやって、そこは終わらせておく。

最終的に、それが雨水管が終わった後に今度、赤で染まっています右側の部分について、もう1回掘削して、そこから下層路盤から上層路盤へと整備していくという形をとりました。

当然、例えばこれ雨水管を掘ってそのまま埋めておくと片側通行ということが出ますから、夜間において危ないので、それをやめるために雨水管工事の中でそういうのが出ないように、ただ、現道の工事の中ではどうしてもその期間は出ますけれども、その期間がなるべく短くなるようにという形での施工の仕方に変えたところです。

○委員

長さも余り長くとらないようにして、徐々にと言うんですか。

○説明員

工事延長も、そういう意味では159メートルとして、なるべく片交（片側交互通行の略）の延長を短くするような、そういう規制をかける期間を短くするという工夫のためのものでもあります。

○委員

掘って、埋め戻して、そういう手間がかかった、それがプラスアルファになったということ、そういうお話ですね。

○説明員

はい。

○委員

はい、わかりました。

○委員

はい、どうぞ。

○委員

すみません、今の関連なんですけれども、もともと予定されていた工期が160日間で、実際に二百何十日かかっているということになりますと、かなり工期が延長された。

○説明員

84日間延長していますので。

○委員

そうすると、今の説明ですと、やってみないとわからなかった部分でそうなくなってしまって、作業量がふえたためにそうってしまったというところですか。

○説明員

基本的にはそうです。

○委員

交通量の見込みがどうだったかというお話ですね。

○説明員

そうですね、そこがもう少し慎重にやるべきだったのかもしれませんが。

○委員

わかりました。

○委員

ほかには。

なければこれで終わります。

どうもご苦労さまでした。

○説明員

ありがとうございました。

○委員

9番目の案件で地盤改良工事です。×××のほうでよろしくお願いします。

○説明員

×××でございます。

9番の一般競争入札、地盤改良工事（その1）ということで説明させていただきます。

表紙を1枚開けていただきまして、1ページでございます。

入札方式でございますが、総合評価方式の一般競争入札でございます。

工事名といたしまして国補×××号地盤改良工事(その1)、工事種別が土木一式工事でございます。工事場所が、一般県道、×××で×××地内、工事概要といたしまして地盤改良工事55メートル、サンドマット工1,960立米、深層混合処理工法が打設長3.3から3.8メートルということでございます。

位置図が23ページにございますので、ごらんいただきたいと思っております。

真ん中ほどに×××が縦に走っておりまして、×××というところがございます。そこから東方向、右方向に黒くちょっと薄い点々でお示ししてあるのが今回の×××でございます。

今回の工事箇所は丸く示してございまして、ここが×××地内ということになってございます。

工事でございますけれども、その下の平面図でごらんいただきますと、この位置図を拡大した形になっております。ここの部分の工事範囲と示してある部分について、ここの現状が田んぼなものですから地盤が軟弱であるということで、ここを盛り土して道路をつくるということで、下の横断図に掲げてありますように、そういうような工事になりますので、その盛り土に耐え得るような地盤の耐力をつけるような地盤の改良をしていく工事でございます。

後ほど出てきますけれども、柱状に縦に石灰セメント系の固化材を入れて、縦に工事を進めながら、それを混ぜて柱状に何本も固めていくというような地盤改良工事でございます。

入札参加資格でございます。平成29年・30年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に記載された土木一式工事の格付がS等級、またはA等級であること。それから、×××事務所管内に建設業法に基づく主たる営業所(本店)があること。三つ目としまして、日本国内において、同種工事または類似工事を元請として施工したもののうち、平成19年から11カ年の間に竣工した実績があること。

同種工事でございますけれども、今話しましたスラリー系機械攪拌という名前なんですけれども、その深層混合処理工法を使用した軟弱地盤処理をした工事を同種工事といたします。それから、類似工事は、それ以外の地盤改良工事、さまざまな工事がありますけれども、例えば土を、そのまま軟弱な土をとってまた新しい土を入れる、置きかえるとか、いろいろな工法があります。そういった地盤改良をしたものとしてございます。

それから、一番最後の点ですけれども、発注予定技術者でございます。1級土木施工管理技士の資格、またはこれと同等の資格を有するものということにしております。

入札参加資格設定の経緯及び理由でございますが、今お話しました×××において地盤改良をするということでございまして、地盤改良におきましては品質を確保しつつ、現場における安全管理、工程管理等の施工技士の技術力を確保する必要がある。このため、企業の実績や技術力など価格以外の要素を含めて落札者を決定する総合評価方式で入札を実施することにいたしました。

応札可能業者数は51者でございます。

入札参加資格確認申請者数ですが、12者でございました。これの確認を行った結果、12

者とも資格が認められました。

契約金額につきましては、税込みで1億3,878万円でございます。

総合評価の結果につきましては、20ページをごらんいただきたいと思います。20ページ横の表になります。

総合評価をつけた理由でありますけれども、価格とか、今回は特別簡易（Ⅱ）型ということで評価してございます。

上から2番目の欄でございます落札者決定基準、標準点を100点としまして、工事成績、企業の施工実績等、下に3点、1点とありますけれども、このような配点で、合計、一番右側で115点満点ということで評価いたします。

実際の価格以外の評価結果というのは中ほどの表になってございます。一番点数が高かったのは一番上の109.8点、それから、一番下の点数は下から5番目になりますけれども、104.1点という点数になってございます。

総合評価結果が一番下の表でございます。落札いたしましたのは、2番目の×××でございます。入札書記載金額が1億2,850万円、技術評価点が先ほどの中ほどの表の上から2番目の一番右側に設けてありますとおおり、106.8点でございます。これを割った数字8.311が一番高かったということで×××が落札者となっております。

また、1ページにお戻りいただきたいと思います。

一番下の入札の経緯及び結果でございます。入札者は12者のうち4者辞退でございまして8者、落札者が×××、予定価格1億3,658万円（税抜き）で、調査基準価格が1億2,278万円、実際の入札金額が1億2,850万円ということで、評価値が第1位になったということで落札されています。落札率は94.08%でございます。

それから、設計変更について、21ページに変更契約内容の公表がございまして。

下のほうになりますけれども、変更の理由といたしまして、実際にセメント石灰系の固化材の種類がありまして、これは地盤の種類によって変えていく必要があります。実際に調査した結果、固化材に変更があったということと、その添加量の変更があったということで、これについて設計の変更をいたしております。

契約金額につきましては、その上の段、486万円の増ということになってございます。

それから、最後に22ページですが、この工事の評価点が記載されております。79点ということでございます。

雑駁でございますけれども、説明については以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら。

どうぞ。

○委員

この工事の概要の中で非常に大事な深層混合の処理ということですが、今回この落札した業者、後ろのほうの評価でいくと、スラリー系の機械攪拌の経験がないというような、そういう業者さんだったんですが、そのあたりの心配とか、そういうことは特になかったのでしょうか。

それで、ひょっとしたならば、同種工事のこの工法を経験された業者の数というのは、

どの程度あるんですか。余りないから、それ以外の同種工事、その業者も含めたという経緯もあるのかなと思ったんで、ちょっとそこら辺が心配になっちゃったんです。

○説明員

一応同種工事を×××管内の業者で拾ったところ、21者ございました。類似工事を含めると51者ありまして、21者の中で手を挙げてきていただいた会社もあったんですが、結果、類似工事のほうの経験がある業者さんが受注したというところでありました。

施工に心配があるかというところに関しましては、一応、スラリー系ではないんですが、何らかの軟弱地盤対策工事の実績があれば、ある程度地盤改良という工事についてはある程度信頼が出ると判断しましたので。心配なく。

○委員

結果を見ると。

○説明員

そうです。

心配なくできました。

○委員

よかった、はい、了解。

○委員

ほかには。

どうぞ。

○委員

先ほど固化材料の変更って、要は性能の問題だと思いますけれども、何かそんなに差があるような性能のいいものを使わざるを得ないと判断したんですね、これね。

○説明員

そうです、はい。

思ったよりも土質が悪かったということで、これだけの金額ですけれども、母数が1億円を超える工事ですので。

○委員

この金額って、工事施工場所のどの部分が一番弱いか、この部分だけが数値的にかかってしまったとか、そういうことでなくて、あの工事箇所全域にわたってその数値がかかっていたと、そういう話ですか。

○説明員

全域にわたっても固化材を全体的に変えるしかなかったんで、全体的に少しずつ増額するとこれぐらいの金額になってしまうと。

○委員

そうすると、この後、これ工事範囲が動いていきますよね、この後の工事で。そういったところは、これから考慮してという、どう考えても同じような場所だから。

○説明員

隣の工事。

○委員

ええ、隣の工期なども。

○説明員

隣も、そこによって地盤が違いますので、そこはそこの業者さんがしっかりボーリング調査をしまして、配合試験をしながら固化材を注入できますので。

○委員

こんな土地と違って普通似たような感じ。

○説明員

似たような感じになると思います。

○委員

そういったことも参考にして、次回も何らかの形で入札にかかるべきだと、検討してということでしょうか。

○説明員

参考になります。

○委員

こういう業者さんは、同種工事はないけど同類というか、そういった工事はあった、この段階の工事はしていないわけね、それは道路工事のほうの地盤改良の話ですか。

○説明員

そうですね。

○委員

要するに建物系の地盤改良の話になってきて。

○説明員

道路工事のほうのなんですね。軟弱地盤対策工事の実績があったというところでございます。

○委員

道路工事の地盤改良に関する、まるっきり経験がないわけではない。

○説明員

ではないです。

○委員

そういうお話ですね。わかりました。

最後に一つだけお願いがあります。写真はもうちょっと見やすいものを、これだと何かわからないので。

○説明員

夕方だったもので、それは悪かったなというのは意識していますので。

○委員

一時的にあるでしょうけれども、よろしくお願いします。

○委員

そのほかは特に。

それでは、この案件もこれで終わりにしたいと思います。

ご苦労さまでした。

○説明員

×××の××でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員

最後の案件で、×××海岸の×××のほうからご説明をお願いします。

○説明員

申しわけございません。25ページ、今お配りさせていただいた全体平面図につきましては、ちょっと添付させていただいている図面がわかりにくいのと、断面の記載がなくて工事概要等の説明に足りないものですから、変更させていただいております。よろしく願いいたします。

まず、1ページをご覧くださいと思います。

入札方式につきましては、総合評価方式による一般競争入札でございます。

工事名は国補×××号×××堤防嵩上工事（その6）でございます。工事種別は土木一式工事。

工事場所につきましては24ページをお開きいただきたいと思います。

場所につきましては24ページの記載がありますように、ページ中央部の赤い丸で囲っております×××海岸、×××地先でございます。

×××におきましては、東日本大震災におきまして津波による背後地の浸水被害が発生しております。また、震災による地殻変動等によりまして、背後地盤を含めまして堤防や離岸堤が沈下したということで、背後地に住宅地や幹線道路を控えた、特に緊急性の高い箇所といたしまして東日本大震災の復興事業ということで位置づけしまして、まず、この堤防をかさ上げするという事なんですけれども、そのかさ上げするに当たりまして、高さですね、設計上の高さにつきましては、国の中央防災会議で考え方を定めておりまして、そこで定めておる、想定する津波の大きさに基づきまして、また、高潮、波浪といったことも含めまして、県民の生命と財産を守るための堤防や離岸堤のかさ上げというものを実施してきております。

25ページのお配りした平面図を見ていただきますと、沖合に離岸堤5基と書いてございます。あと、ちょっとわかりにくいと思うんですけれども、下側に堤防1.2キロメートルとありますけれども、これをこの図面でいきますと左の方向から南の右の方向に向かいます、順次整備を進めてきているところです。そのうちの赤く着色した対象工事というところが、今回の工事場所でございます。

1ページ目に戻っていただきまして、工事概要です。

工事概要につきましては、海岸堤防嵩上工事、延長が92メートル、基礎捨石工が1,477立米、本体工が350立米、天端被覆工が104立米でございます。

この概要につきましては、今、25ページの右上の断面図を見ていただきますと、まず、基礎捨石工というのは、この黒く着色しているところでございます。今回のこの場所につきましては、下の平面図を見ていただきますと、×××って等高線が非常に細かく入り込んでいるところが後ろ側にあるかと思えますけれども、この天妃山の地形上、現地の理由から実は基本的には現在ある堤防をかさ上げするという事なんですけれども、今回のこの場所につきましては、裏側のスペースがないということで前出ししています。現在の堤防の海側のほうに本体工をつくっているという状況です。非常にわかりにくいんですけれども、基礎捨石工で矢印がついている先のあたりに今の堤防があるというものです。それを前に出し、なおかつ高くしているというものです。

先ほど言った捨石工がそれで、本体工は、この赤く着色したところ、そして天端の被覆工につきましてはブルーの部分ということでございます。

次に、入札参加資格でございます。資格要件は5点です。

まず1点目は、設計金額が3,000万円以上であることで、平成29年・30年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に記載されました土木一式工事の格付がSまたはA等級であること。

2点目につきましては、茨城県内におきまして同種または類似工事を元請として施工したもののうち、平成19年4月1日から平成29年3月31日の期間におきまして、竣工した実績があること。

3点目といたしましては、現場への配置技術者は1級土木施工管理技士の資格を有する者、またはこれに準ずる者を主任技術者または監理技術者に専任で配置できること。

4点目といたしましては、×××事務所または×××事務所管内に建設業法に基づく主たる営業所があること。

そして5点目でございますが、土木一式工事につきましては、特定建設業の許可を受けていること。

また、入札参加資格設定の経緯及び理由でございます。

本工事は、津波・高潮対策としまして海岸堤防のかさ上げを実施する工事でありまして、速やかな復興のための効率的な施工管理や海岸利用者への配慮が求められる工事であるということから、安全・工程・施工品質を確保するため、企業の実績や技術力など価格以外の要素も含めまして評価の対象としているものでございます。

この資格要件によりまして、応札対応可能業者数につきましては43者でございます。

総合評価方式による評価項目及び評価基準につきましては、19ページから20ページをご覧くださいと思います。

こちらの19、20ページに記載のとおりの内容でございます。

2ページに戻っていただけますでしょうか。

2ページに戻っていただきまして、平成29年8月25日に公告を行いましたところ、8者から入札参加資格確認申請がありまして、参加資格を確認した結果、8者全て参加資格ありと確認されております。

入札結果につきましては、3ページをご覧ください。

入札価格と価格以外の評価を総合的に評価いたしまして、評価値の一番高いものを落札者としております。その結果、評価値の第1位であります×××と契約を行いました。

予定価格につきましては1億3,975万円、これに対しまして入札金額は税抜きで1億3,300万円、落札率が95.1%、評価点が111.7点、これらを総合的に評価した評価値が8.398となっております。

なお、各評価の内容につきましては、22ページに記載のとおりでございます。

次に、23ページをご覧ください。

変更契約の内容についてご説明をいたします。

本工事は、堤防かさ上げに伴う管理用通路での車両乗り入れといたしまして斜路工を計画していました。この断面図を見ていただきますと、天端被覆工とブルーで着色しているところは、管理用のための道路という場所になってございますが、そこにどうしても下の道路と高低差があるものですから、斜めのスロープで上げられるようなところを、この工事

の、平面図でいきますと一番左端、25ページの平面図を見ていただきますと、ちょうど道路がここに接しているというか、直角にぶつかっているかと思えますけれども、そのところに斜路工でスロープをつくるという当初の設計でありましたけれども、この道路の隣接する地権者から、所有地との段差が生じるということで反対がございまして、地元との調整の結果、そのスロープを階段工という形で構造変更を行って隣地との段差する範囲を最小限にしたという状況でございます。

その構造変更を行ったことから、税込みで284万400円の減額変更をしたものでございます。

なお、このスロープを変更して、実は隣のさらにこの図面でいきますと右側、方角的に言いますと南になるんですけれども、その隣の工区にスロープを設置するという形で機能的には問題ないということで階段工に変更してございます。

なお、本工事は工期が平成31年1月15日でございます。したがって、今月末の完成検査を予定しているものでございまして、工事成績評価結果についてはございません。

最後に26ページでございます。

上段は着工前の写真でございます。下段が完成写真ということですが。上の着工前はちょうど手前が隣接工区で完成した、この奥の堤防をかさ上げしているところです。なお、この写真を見ていただきますとわかるように、裏側が非常に崖地になってございまして、下のスペースがないということで、今の堤防工に入る前に設置したというところでございます。

以上、簡単ではございますけれども、審議事案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。どうぞ。

○委員

施工前の天端の高さってどのくらいだったんですか。それが約7メートルですか。プラス7.0になったということですか。どのぐらいの高さが、どのぐらい上がったんですか。

○説明員

写真で言いますと、この色が変わっているところについては大体5.5メートルぐらいなんですけれども、その先の堤防が前出しになっている、背後の山を背負っている間については4.3メートルぐらい上がってございまして。

○委員

これ、でき上がり、完成時の天端は。

○説明員

7メートルです。

○委員

7メートルですよ。

○説明員

護岸の高さが7メートル。

○委員

護岸の高さ。これ7.0と書いてあるね。

○説明員

そうです。

○委員

ちなみにですけれども、これ全部の工区は左側からつくってきたということは、ここが最後ぐらいになるんですか。

○説明員

ええ、最後のほうです。さらにこの図面で言う右側に一工区あります。これがその6ですけれども、隣はまた後日という、この発注した後に発注がされております。

○委員

その発注は、されている状況ですか。

○説明員

その7という工事が、この発注した1年後か、そのぐらいに。

○説明員

残った図面で言いますと、この残った部分も同時に施工はされているんですけれども、スロープとかの一部附帯工事、そういったものが若干これからというところですよ。

○委員

この離岸堤というの、ほぼ全部でき上がっているんですか。先ほど沈下しちゃったというお話ですが。

○説明員

離岸堤は、一番南側の離岸堤がまだ施工中で、それ以外の離岸堤についてはできております。

○委員

完成している。ああそうですか。

○説明員

すみません、今申し上げましたこの図面の右側の工区と同時です。とりおりという形で発注してございます。

○委員

わかりました。

○委員

ちなみに、その6のほうが先なので、落札業者は次のその7には入らないということですよ。とりおり。

○説明員

とりおり、そうです。

○委員

その部分、その7のほうは、同じこの業者が入札にかけていたということですか。

要は同じ業者が同じくやっていって、その7を落札した業者は、このその6に外れたところの順番が変わるとかって、そんな感じなんですかね。

○説明員

とりおりなので、入札は両方に札は入れることはできるんだよね。

○説明員

分割発注ということで、いわゆるとりおりをやっておりましたので、同じ業者はそれぞれに入札していただいて、その6のほうを先に開札いたしましたので、その6の落札された×××は、その7のほうは入札無効ということで、それ以外の参加者の方での競争入札となりました。

○委員

気になるのは、その7がその6と、例えば入札価格の順番がどうなっているのかなという。

○説明員

7の情報はちょっとありませんけれども。

○説明員

金額としては、税抜きで1億1,000万円。

○説明員

要は入札した会社がどういうメンバーなのかと。

○委員

その金額の順位っていうのが、関係があるのか、ないのかっていう。

○説明員

入札公告の中できちっと両方に札を入れることはできるんですけども、今言った、最初に開札したほうで落札が決まった業者は、次のほうには資格はありませんということは事前に公告の中で明確に示しております。

○委員

それは理解していますけれども。

○委員

片一方で安くやって、片一方は高く、別の業者はどうせあれだと。

○説明員

ちょっと今用意して。

○委員

ちなみに、変更で階段にしたというのは、この完成の図面に出てくるところの右側に階段ということではしているんですか。

○説明員

階段工、そうです。右側のほうに手すりが少し。

○委員

その間を折り込むの。

○説明員

くぼんでいると思うんですけども、そのところを階段でおいて下に行くという。

○説明員

この写真でフェンスが切れているかと思います。そのところに、この道路と並行した形で階段を設置したと、できるだけ隣接。

○委員

ここ、本当はスロープの計画だったっていうことなんですか。

○説明員

そうです。

○説明員

スロープが、この図面だとちょっとわかりにくい、ここの平面図でちょうどここに道路が、この工事をする現場と直角にぶつかっているように図面で見えると思いますけれども、この道路をスロープの形で天端の、ブルーで着色した天端のところにすりつけをするというようなものだったわけです。長さ的に、これ。

○説明員

23メートル。

○説明員

23メートル。

○委員

この人は出入り、家に。土手に上がるための。

○説明員

勾配は12%ですね。車両が上がっていかなきゃいけないということで。

○委員

ここは車両のためのスロープですか。

○説明員

これは、そうですね、管理用。

○説明員

管理車が上がって行って、堤防の青く染めてあります天端にしても、その堤防の上の管理道路のところを行き来できるようにということで施工しようとしていました。

○委員

ぱっと見て、これ遊歩道というイメージがあったんですけども、そうすると12%ってすごく、ここまでがきつくなると思うんですけど。

○委員

これ、走る道路なんですか、この土手みたいな海岸のところ。この写真に出てくる、この上は、車でここ上がっていく話なんですか、ここを。

○説明員

上がれます。ただ、そこが今回。

○委員

階段になっちゃった。

○説明員

階段になっちゃったので。

○委員

下にとめて。

○説明員

下にとめて、そうなんですけど、この先の部分、そちら側にスロープをつけることにしましたので、ずっと際は連続して通ってこれるという、スロープの位置は変更しております。

○委員

そうすると、この土手というか、堤防の上というのは車が通っている。

○説明員

車で通れるようにしています。通常の日常管理ができるように。

○委員

管理ができるようにということで。

○委員

その地権者さんの苦情というのは、スロープがこうあると、自分の土地のところにスロープがあるのが嫌だって。

○説明員

要するに、そうですね、自分の土地の前にそういうスロープで高低差ができますから。

○委員

でも、スロープがなくてもこの堤防の壁がそこにあるわけですね。

○説明員

ただちょっと土地の形状が、隣接する土地の方がどういう形で土地を持っていたかまで確認していないんですけれども、恐らくスロープのところに。

申しわけございません、お手元に配付していませんが、これが今かさ上げしているものですね。ちょうどここに道路がこう入っていたところに、こういうスロープを、長さ大体23メートル弱程度で先ほど言った12%、そうすると、ここの隣接する土地の人からすると、今まではこの道路が土地と同じ高さであったものが、ほとんど上がってしまうので、その土地に出入りするのもしにくくなって、多分今後の土地利用とか、そんなことを考えたときに利用しにくくなっちゃうと。

今まではここからこうやって出入りができたものができなくなっちゃうということで、これでは困るといふことの主張がありまして、それで変更させてもらったというものです。

○委員

ここからは進入道路はとれないですよ。

○説明員

そうですね、ですから、この際に上がるのは、人が歩くだけの階段をその脇につけて上がって行けるようにする。

○委員

車はそこで。

○説明員

ここはターンです。ここは平らにしてしまして、車は先のほうから回るといふ。

○説明員

すみません、先ほどのご質問のメンバーですね、それはこちらその6と同じメンバーでございました。

○委員

入札価格的には、6と7ってというのは、大分入れかわるものなんですか。

○説明員

今回、その6のほうは税抜きで1億3,900万円の予定価格でございまして、その7が1億

1,000万円ですので、その6のほうはおよそ2,900万円ほど大きいという。

○委員

多分そのご質問でなく、入札で入れた価格の順番が6と比較してどういう、入れかわりがあるのか、それともほぼ同じなのかという。

○説明員

失礼いたしました。

○委員

順番がどうかということ。

○説明員

まず、×××につきましては、入札しておりますけれども、無効ということで金額は確認しておりません。

2番手からの順番ですけれども、ちょっと言いますと、一番安いのが×××、次に×××、次に×××、×××、×××、×××、×××という順番でございます。

○委員

よろしいですか。

どうぞ。

○委員

変更契約なんですけれども、今回、地権者さんから反対があつて、協議を経て変更契約に至っているということなんですけど、かなり進んじゃってから反対の申し出があつたということなんですか。

○説明員

推測のところでお話させていただきますと、よくこういう地元からの苦情と言いますのは、当然地元の説明会というのを事前にやって、こういったところに斜路をつくりますとか、それは説明しているんですけれども、やはり現場に入って丁張りって言いまして、高さをこういった高さでこういったスロープができますみたいなものを、現地に準備工として、そんなことをやり出して、えっこんなに高くなるんですかみたいなことがよくあるんですね。ですので、今回のケースも恐らくそういう段階で、隣接の地権者の方がご心配をされて、そういう形になったんだと思います。

ですので、まだ着工はしていない段階で対応ができてということになります。

○委員

あとは、工期が延びているということなんですけれども、これに伴う金額の変更というのはないんですか。

○説明員

ありません。

○委員

終わります。

○委員

あとは、なければ最後に一番時間を割いていただきました。

○説明員

申しわけございません。

○委員長

いや、とんでもない、どうもお疲れさまでした。

○説明員

よろしく申し上げます。ありがとうございました。

どうぞ。

○委員

変更契約の話なんですけれども、やはり今回10中8件変更契約が、この件じゃなくて、これはこれで終わりだね、すみません、失礼しました。申しわけありません。

では、すみません。10中8件変更契約がある、変更契約があるほうがデフォルトなんですよね。もちろん個別の事情はあるし、我々はわかるんですけれども、やはり納税者目線で見るときにちょっとわからないところがあると思うので、今の話なんかもうちょっと調べれば、地権者の話ももっと早くわかったんじゃないかなというところもありますので、何か前もそういう話があったような気がするんですけれども、やっぱり変更契約があるほうが、例外であるほうが本来の姿なんじゃないかなという気がしますので、もうちょっと事前の調べをしっかりといただいたほうがいいのかという気が、個人的な感想ですけれども、しました。

○委員

すみません、全体のことで、事後のことなんですけれども、先ほど私が質問したときに、×××の案件については工事成績評定など求められていないというご回答だったと思うんですけれども、これは工事が終わった後にそれがきちんと適切になされたかどうかという検証は、発注の庁にかかわらずやるべきなんじゃないかなと思うんですけれども、その辺についてはどう思っているんですか。

○司会

完了検査という形、土木につきましては点数化をされていることでもありますので、教育庁としては、その部局によってそこは添付しているかどうかというのは、例えば評価ということも含めまして、やっているところもやっていないところもあるのではないかと思います。

○委員

そこはやられたほうがいい、そんな感じがするんですけれども。

○委員

後は意見交換だったということで。

これできょうの部分は終わりにします。